平成２２年（フ）第３１８８号
横浜市港南区丸山台３丁目14番21号
債務者　沖津　康雄
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲村　育雄
4　破産債権の届出期間　平成22年12月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月10日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１７号
長野県南佐久郡佐久穂町大字平林63番地２、住民票上の住所長野県佐久市前山70番地16
債務者　須田　正志
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　岳史
4　破産債権の届出期間　平成22年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第８２４号
栃木県大田原市黒羽田町544番地
債務者　水楯　一雄
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　克行
4　破産債権の届出期間　平成22年12月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４９７号
東京都あきる野市原小宮341番地12
債務者　内山　義昭
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　掛川　亜季
4　破産債権の届出期間　平成22年12月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６９９号
岐阜市北一色１丁目３番20号
債務者　小森　隆男
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　友三
4　破産債権の届出期間　平成22年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７００号
岐阜市北一色１丁目３番20号
債務者　小森　淑子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　友三
4　破産債権の届出期間　平成22年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６９号
岐阜県下呂市萩原町桜洞1557番地６
債務者　今井　寿功
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　卓也
4　破産債権の届出期間　平成22年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
鳥取県鳥取市立川町２丁目145番地　スタンドリバー202号、旧住所鳥取県鳥取市大覚寺150番地65
債務者　下田　成人
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川　文雄
4　破産債権の届出期間　平成22年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月27日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２３２２号
福岡県宗像市樟陽台１丁目13番地14
債務者　濱﨑　浩和
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３２３号
福岡県宗像市樟陽台１丁目13番地14
債務者　濱﨑　和子（旧姓磯部）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３７１号
茨城県つくば市金田74番地　市営住宅１Ｃ―101
債務者　仲田　晃二
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３７２号
茨城県つくば市金田74番地　市営住宅１Ｃ―101
債務者　仲田　初江
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２７５６号
名古屋市港区いろは町２丁目62番地の１　スペリアいろは公園1101号
債務者　木戸口多恵子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９５０号
名古屋市瑞穂区仁所町１丁目44番地の１　マンションオックス102号
債務者　松本　優美
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８３号
和歌山県田辺市新万30番27号
債務者　狩野　義和
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第８４号
和歌山県田辺市新万30番27号
債務者　狩野三樹子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
和歌山地方裁判所田辺支部